

主 十 レ 役	住 所	氏 名	生 年	月 職	歴 略
深川区江町二六船夫 組長 赤塚一郎 明治六年育生 千葉県長生郡ニ生レ幼見ヨ リ船夫トナリ今日ニ至レ	深川区西大工町六船夫 副組長 市村半次郎 明治九年育生	埼玉県ニ生レ幼見ヨリ父ト 共ニ船業リトナリ二十五才 ノ時東京湾汽船会社ノ汽船 業組員トナリ三十五才ニシテ 辭職後船夫トナリ今日ニ至 レ			

東京船夫同業組合規約

第一章 總則

第一條 本組合ハ東京船夫同業組合ト稱ス  
 第二條 本組合ノ事務所ハ東京市江町二六番地ニシテ赤塚一郎ガニ置ク  
 第三條 本組合ハ東京府知事ノ監督ヲ受ケレドモ、トモ  
 第四條 本組合ハ海陸運輸ノ入及貨物運搬其他一般貨物ノ荷役大ヲ以テ組織ス  
 第五條 本組合ハ同業者間ニ於テノ貨物運搬ノ相互ノ援助ヲ補助シ益々組合  
 第六條 本組合ハ互ニ意見を交換シテ共同ノ事務ニ取組ミテ労働者ノ  
 第七條 本組合員ハ船主トシテ其ノ船隻ヨリ特別賃金等ノ契約ノ交渉アリケレ  
 第八條 本組合員ハ船主トシテ其ノ船隻ノ運搬ノ賃金等ノ交渉アリケレ  
 第九條 本組合員ハ船主トシテ其ノ船隻ノ運搬ノ賃金等ノ交渉アリケレ  
 第十條 本組合員ハ船主トシテ其ノ船隻ノ運搬ノ賃金等ノ交渉アリケレ  
 第十一條 本組合員ハ船主トシテ其ノ船隻ノ運搬ノ賃金等ノ交渉アリケレ  
 第十二條 本組合員ハ船主トシテ其ノ船隻ノ運搬ノ賃金等ノ交渉アリケレ  
 第十三條 本組合員ハ船主トシテ其ノ船隻ノ運搬ノ賃金等ノ交渉アリケレ  
 第十四條 本組合員ハ船主トシテ其ノ船隻ノ運搬ノ賃金等ノ交渉アリケレ